

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

農林振興課 林業振興担当

議案名

議案第22号 財産の無償譲渡(桐生広域林業会館)について

趣旨・目的

指定管理者制度を活用し、桐生広域森林組合が維持及び管理運営を行っている桐生広域林業会館について、指定管理期間満了日翌日の令和8年4月1日をもって同組合に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生広域林業会館は、現在、指定管理者制度により桐生広域森林組合が指定管理者として維持及び管理運営を行っており、今期指定管理期間は、令和8年3月31日までとなっております。

指定管理期間満了日翌日の4月1日付けにて、次のとおり建物及び付帯設備を無償譲渡しようとするものです。

譲渡財産：桐生広域林業会館建物及び付帯設備

譲渡相手：桐生広域森林組合 代表理事組合長 村上 利朗

背景・経過

桐生広域林業会館は、平成8年3月に建設。現指定管理者の桐生広域森林組合が、施設管理事務委託により同年5月から事務所として利用を開始し、同時に会議室等の貸出しの事務を担ってきました。

現在も、桐生広域森林組合を指定管理者として指定し、維持及び管理運営を行っていますが、当該施設が、ほぼ林業関係者のみの利用施設であることから、公共施設の延床面積を35年間で45%縮減することを目標とする「桐生市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、縮減対象として検討してきました。

現在、年額118万2千円の指定管理料で管理運営を行っており、大会議室の貸出し事務を合わせて実施しておりますが、施設の性質上、利用者は林業者に限られているため、建物が無償譲渡することで、林業会館としての機能を損ねることなく、指定管理料の支出も抑えられることから、現指定管理期間満了日翌日の令和8年4月1日付けで、建物及び付帯設備を譲渡しようとするものです。

なお、同敷地につきましては、森林組合の公共性の観点から、有償貸付けとせず無償貸付けといたします。